

自動体外式除細動器（A E D）賃貸借仕様書

この仕様書は、熊本市消防局における、自動体外式除細動器（A E D）賃貸借契約の内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、これを忠実に履行しなければならない。

1 業務名

自動体外式除細動器（A E D）賃貸借

2 履行期間

契約日から令和11年（2029年）3月31日まで

3 履行場所

6消防署及び15出張所（別紙）

4 数量

27台

5 規格・性能

- （1）自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）本体は、当局が所有する半自動除細動器（TEC－2603及びTEC－2513：日本光電工業株式会社）と互換性のある使い捨てパッドが使用可能な機種であり、波形チェックができるモニターを有すること。
- （2）付属品については、以下のとおり。
 - ア バッテリーパック 1個
 - イ 成人／小児共通使い捨てパッド 3組
 - ウ キャリングケース YC－310V（同等品可） 1個
- （3）すべて新品であること。
- （4）A E Dリモート監視システムにおいて、機器を監視し、異常が発生した場合は熊本市消防局警防部救急課へその旨の連絡を行う機能を有していること。
- （5）日本版救急蘇生ガイドライン2020に準拠していること。
- （6）電気ショック実施時の波形を電子データで発注者へ提供できること。
- （7）履行期間中に日本版救急蘇生ガイドラインに変更があった場合は、協議の上でガイドラインに適応させること。

6 消耗品の交換

- （1）使い捨てパッドは使用期限前に無償で定期交換するものとする。

- (2) バッテリーパックは使用期限及び使用回数に達する前に無償で交換するものとする。
- (3) 使い捨てパッドを使用した場合は、無償で補充するものとする。

7 保守対応

- (1) A E D本体及び付属品に故障又は障害が発生した場合は、受注者は直ちに無償で修理し、その修理期間中は同等の代替品を無償で提供すること。また、交換が必要な場合は同等品と無償で交換すること。
- (2) 「医薬品医療機器法上、添付が求められている文書」、「取扱説明書」又は「点検表」において、A E D本体のインジケータランプの目視による点検以外に機器を操作する日常点検を求めている場合は、受注者が無償で実施し、その都度点検結果を熊本市消防局警防部救急課に書面で報告すること。

8 その他

- (1) 納入にあたり、操作説明会を2日間実施(1日1回60分程度)すること。
- (2) 受注者は、救急隊向けに操作等マニュアル(使い捨てパッド補充方法や心電図データの取得方法等)を作成すること。
- (3) 搬入、設置、取り扱い説明、既存物の撤去・処分及び動産総合保険の費用は、契約金額の中にすべて含まれるものとする。
- (4) この契約は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17及び熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号並びに熊本市契約事務取扱規則第16条の2第1項第4号に基づく長期継続契約である。
- (5) 本仕様に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。